

令和2年度 大分支部事業計画(案)について

全国健康保険協会 大分支部

令和2年度大分支部事業計画（案）【新規重点施策】

（1）基盤的保険者機能関係

＜サービス水準の向上＞ 1ページ①

- 総合的なサービス水準の向上を目的とした「CS向上検討会議」を設置する。

＜業務改革の推進に向けた取組＞ 2ページ②

- 標準化・効率化・簡素化を具体的に図るため、「業務改善検討会議」を設置する。

＜現金給付の適正化の推進＞ 2ページ③

- 総合的な保険給付適正化対策のため、「給付適正化検討会議」を設置する。

＜効果的なレセプト点検の推進＞ 3ページ ii)

- 医療事務担当者向けの事務説明会を開催し、保険証の受診都度確認等、適正受診に対する協力依頼を行う。

＜柔道整復施術療養費等の照会業務の強化＞ 4ページ上から3番目

- 面接確認委員会の令和3年度からの共同開催に向けて、国保連合会と調整、準備作業等を行う。

（2）戦略的保険者機能関係

＜重症化予防対策の推進＞ 9ページ iii)

- 二次勧奨業務の外部委託を実施し、受診率向上を図る。

＜コラボヘルスの推進＞ 10ページ iv)

- 「一社一健康宣言」事業所を対象とした経済産業省の健康経営優良法人認定に向けたセミナーを開催する。
- 「一社一健康宣言」事業所の担当者等へ健康経営の取組みについて、効果検証アンケートを実施し、健康経営のメリットを発信し、「一社一健康宣言」事業所の拡大を図る。

＜医療費正化に向けた広報＞ 11ページ iii)

- スマートフォン広告や交通広告を活用し、ジェネリック医薬品使用促進等を目的とした広報を行う。また、家族向けのイベントを開催し、ジェネリック医薬品の周知と理解促進を図る。

＜医療費データ等の分析＞ 13ページ⑦ i)

- コラボヘルスの効果検証を目的に、レセプトや健診結果等のデータを活用し、大学と共同で分析を行う。また、その結果を事業主や加入者へ情報提供する。

令和2年度 事業計画案（大分支部）

新（令和2年度）	旧（令和元年度）
<p>(1) <u>基盤的保険者機能関係</u></p> <p>① サービス水準の向上</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 総合的なサービス水準の向上を目的とした「CS向上検討会議」を設置する。 ● お客様満足度調査を活用したサービス水準の向上に努める。 ● お客様対応レベルアップ研修の実施などにより、電話対応のサービス水準の向上に努める。 ● 現金給付の申請受付から支給までの標準期間（サービススタンダード：10日間）を遵守する。 ● 事業主や健康保険委員に対して、郵送での申請促進のチラシやリーフレットによる広報を実施する。特に官公庁・退職者の多い事業所等へ任意継続の申請方法を個別に周知し、郵送化の向上を図る。 ● 医療機関、薬局、社会保険診療報酬支払基金と連携し、限度額適用認定申請書の郵送化の向上を図る。 <p>【統合して削除】</p> <p>■ KPI：① サービススタンダードの達成状況を 100%とする ② 現金給付等の申請に係る郵送化率を 89.0%以上とする</p>	<p>(1) <u>基盤的保険者機能関係</u></p> <p>① サービス水準の向上</p> <p>【新規】</p> <ul style="list-style-type: none"> ● お客様満足度調査を活用したサービス水準の向上に努める。 ● お客様対応レベルアップ研修を開催し電話対応のサービス水準の向上に努める。 ● 現金給付の申請受付から支給までの標準期間（サービススタンダード：10日間）を遵守する。 ● 事業主や健康保険委員に対して加入者サービスの一環として郵送での申請促進のチラシやリーフレットによる広報を実施する。 ● 社会保険診療報酬支払基金と連携し限度額適用認定申請書の郵送化の向上を図る。 ● 官公庁・退職者の多い事業所等へ任意継続の申請方法を個別に周知し郵送化の向上を図る。 <p>■ KPI:① サービススタンダードの達成状況を 100%とする ② 現金給付等の申請に係る郵送化率を 83.7%以上とする</p>

新（令和２年度）	旧（令和元年度）
<p>② 業務改革の推進に向けた取組</p> <ul style="list-style-type: none"> ● <u>現金給付等の業務処理手順の更なる標準化の徹底と役割を明確にした効率的な業務処理体制の定着に向けた活動を継続的に実施し、業務の生産性の向上を目指す。</u> ● 標準化・効率化・簡素化を具体的に図るため、「業務改善検討会議」を設置する。 <p>③ 現金給付の適正化の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ● <u>総合的な保険給付適正化対策のため、「給付適正化検討会議」を設置する。</u> ● 不正の疑いのある事案については、保険給付適正化PTにて議論を<u>行い</u>、事業主への立入検査を積極的に行う。<u>また、不正の</u>疑われる申請について重点的に審査を行う。 <p>【削除】</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 傷病手当金と<u>障害年金等</u>との併給調整について、確実に実施する。 <p>【削除】</p> <p>④ 効果的なレセプト点検の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 医療費適正化を図るため、点検効果向上計画に基づく<u>効果的な</u>内容点検により、<u>点検実績の向上を図り中長期的には全国中位を目指す。</u>また、事務手順書に基づく迅速で的確な資格点検・外傷点検を実施する。 	<p>【新規】</p> <p>【新規】</p> <p>③ 現金給付の適正化の推進</p> <p>【新規】</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 不正の疑いのある事案については、保険給付適正化PTの議論を経て事業主への立入検査を積極的に行う。<u>特に現金給付を受給するためだけの資格取得が</u>疑われる申請について重点的に審査を行う。 ● <u>資格取得直後に申請された案件として本部から提供された支払済みデータ等を活用し、保険給付適正化PTの議論を経て、これらの事業所に対して調査を実施する等審査を強化する。</u> ● 傷病手当金と<u>老齢・障害年金</u>の併給調整について、確実に実施する。 ● <u>傷病手当金と労働者災害補償保険の休業補償給付との併給調整について、確実に実施する。</u> <p>④ 効果的なレセプト点検の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 医療費適正化を図るため、点検効果向上計画に基づく<u>システムを</u>活用した内容点検と事務手順書に基づく迅速で的確な資格点検・外傷点検を実施する。

新（令和2年度）	旧（令和元年度）
<p>i) 内容点検の強化</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 点検効果額向上のため、システムを活用した効率的な点検や支部間差異事例の解消に積極的に取り組み効果的な点検を実施する。 ○ 点検員全体のスキルアップのため、外部講師による研修の早期開催や勉強会、打合せによる情報共有を図る。 ○ 社会保険診療報酬支払基金との連携強化のため、定例協議や査定率向上検討会議等において、社会保険診療報酬支払基金における審査基準の平準化を推進する <p>ii) 資格点検・外傷点検業務の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 計画的に医療機関照会、負傷原因照会を行的確な点検を実施する。 ○ 求償事務のシステムによる進捗管理を徹底し、迅速な折衝と完結に努める。 <p>○医療事務担当者向けの事務説明会を開催し、保険証の受診都度確認等、適正受診に対する協力依頼を行う。</p> <p>■ KPI：社会保険診療報酬支払基金と合算したレセプト点検の査定率について対前年度以上とする <small>(※) 査定率＝レセプト点検により査定（減額）した額÷協会けんぽの医療費総額</small></p> <p>⑤ 柔道整復施術療養費等の照会業務の強化</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 多部位（施術箇所が3部位以上）かつ頻回（施術日数が月15日以上）及び部位ころがし（負傷部位を意図的に変更することによる過剰受診）の申請について、加入者に対する文書照会や適正受 	<p>i) 内容点検の強化</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 点検効果額向上のため、システムを活用した効率的な点検や他支部事例を参考とした効果的な点検の体制を全点検員で構築する。 ○ 点検員全体のスキルアップのため、外部講師を活用した研修を早期に開催し、研修事例の実証まで確実に実施する。 ○ 社会保険診療報酬支払基金との連携強化のため、定例協議等様々な機会を利用し、社会保険診療報酬支払基金における審査基準の平準化を推進する。 <p>ii) 資格点検・外傷点検業務の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 資格点検については、計画的に医療機関照会を行的確な点検を実施する。 ○ 外傷点検については、交通事故等、第三者行為による求償事務のシステムによる進捗管理の徹底を図り、迅速な折衝と完結に努める。 <p>【新規】</p> <p>■ KPI：社会保険診療報酬支払基金と合算したレセプト点検の査定率について対前年度以上とする</p> <p>⑤ 柔道整復施術療養費等の照会業務の強化</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 多部位（施術箇所が3部位以上）かつ頻回（施術日数が月15日以上）の申請について、加入者に対する文書照会を強化するとともに、いわゆる「部位ころがし」と呼ばれる、負傷部位を意図的

新（令和2年度）	旧（令和元年度）
<p>診の啓発を強化する。</p> <p>【記載順番の変更】</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 多部位かつ頻回及び部位ころがし、その他適正な保険給付が疑われる申請について、施術所に対する文書照会等による啓発を強化し、併せて柔整審査委員会内に設置する面接確認委員会を活用した施術所への調査を行う。 ● 不正が疑われるものは、厚生局へ情報提供を行う。 ● 面接確認委員会の令和3年度からの共同開催に向けて、国保連合会と調整、準備作業等を行う。 ● 各種広報媒体を活用した柔道整復施術受診について正しい知識の普及に努める。 <p>■ KPI：柔道整復施術療養費の申請に占める、施術箇所3部位以上、かつ月15日以上 of 施術の申請の割合について対前年度以下とする</p> <p>⑥ あんまマッサージ指圧・鍼灸施術療養費の適正化の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 受領委任制度導入により、<u>文書化</u>された医師の再同意の確認を確実に実施するとともに、厚生局へ情報提供を行った不正疑い事案については、逐次対応状況を確認し適正化を図る。 <p>⑦ 返納金債権の発生防止のための保険証回収強化、債権管理回収業務の推進</p> <p>i) 保険証回収強化</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 日本年金機構の資格喪失処理後1週間以内に、協会けんぽから保険証未回収者に対する返納催告を行うことを徹底する。 ○ 被保険者証回収不能届を活用した電話催告を受付後速やか 	<p>に変更することによる過剰受診に対する照会を強化する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 不正が疑われるものは、厚生局へ情報提供を行う。 ● 柔整審査委員会を活用し不正が疑われる施術所への調査を行う。 <p>【記載順番の変更】</p> <p>【新規】</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 各種広報媒体を活用した柔道整復施術受診について正しい知識の普及に努める。 <p>■ KPI：柔道整復施術療養費の申請に占める、施術箇所3部位以上、かつ月15日以上 of 施術の申請の割合について対前年度以下とする</p> <p>⑥ あんまマッサージ指圧・鍼灸施術療養費の適正化の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 受領委任制度導入に伴い、<u>文書で作成</u>された医師の再同意の確認を徹底する等審査を強化し、不正の疑いがある案件は厚生局に情報提供を徹底する。 <p>⑦ 返納金債権の発生防止のための保険証回収強化、債権回収業務の推進</p> <p>i) 保険証回収強化</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 日本年金機構の資格喪失処理後2週間以内に、協会けんぽから保険証未回収者に対する返納催告を行うことを徹底する。 ○ 被保険者証回収不能届を活用した電話催告を受付後速やか

新（令和2年度）	旧（令和元年度）
<p>に実施し、2週間後に2次電話催告を実施する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 事業所への保険証返納にかかる協力依頼文書の送付や未返納者への文書催告が多い事業所への訪問による協力依頼を実施する。 ○ 事業主や健康保険委員に対する保険証の早期回収と加入者に対する保険証の早期返却を啓発するため、説明会や広報誌等多様なツールで広報を実施する。 ○ 社会保険労務士会との連携により、保険証の早期回収に向けた事業主及び加入者への周知等を図る。 <p>ii) 債権回収業務の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 返納金債権の早期回収のため電話催告を中心に実施する。特に新規発生分については、通知発送時に電話による内容説明と納付案内を実施する。 ○ 確実な回収強化のため、保険者間調整、弁護士名併記の最終催告及び法的手続きの積極的な実施により、返納金債権の回収率の向上を図る。 ○ 債権管理進捗会議を毎月開催し、支部内における進捗状況の周知と情報共有を図り、問題点を解決する。 ○ 交通事故等が原因による損害賠償債権については、損害保険会社等に対して早期に折衝を図り、より確実な回収に努める。 <p>■ KPI : ① 日本年金機構回収分も含めた資格喪失後1か月以内の保険証回収率を95.0%以上とする</p> <p>② 返納金債権（資格喪失後受診に係るものに限る。）の回収率を対前年度以上とする</p> <p>③ 医療給付費総額に占める資格喪失後受診に伴う返納金の割合を対前年度以下とする</p>	<p>に実施し、1か月後に2次電話催告を実施する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 保険証未返納者には保険証返納の文書催告を行うと共に、その事業所にも保険証返納協力依頼文書を送付する。 ○ 事業主や健康保険委員に対する保険証の早期回収と加入者に対する保険証の早期返却を啓発するため、説明会や広報誌等多様なツールで広報を実施する。 <p>【新規】</p> <p>ii) 債権回収業務の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 返納金債権の回収率向上のため電話催告を中心に実施する。特に新規発生分については、通知発送時に電話による内容説明と納付案内を実施する。 ○ 確実な回収強化のため、保険者間調整及び法的手続きの積極的な実施により、返納金債権の回収率の向上を図る。 ○ 債権管理進捗会議を毎月開催し、支部内における進捗状況の周知と情報共有を図る。 ○ 交通事故等が原因による損害賠償債権については、損害保険会社等に対して早期に折衝を図り、より確実な回収に努める。 <p>■ KPI : ① 日本年金機構回収分も含めた資格喪失後1か月以内の保険証回収率を94.0%以上とする</p> <p>② 返納金債権（資格喪失後受診に係るものに限る。）の回収率を対前年度以上とする</p> <p>③ 医療給付費総額に占める資格喪失後受診に伴う返納金の割合を対前年度以下とする</p>

新（令和2年度）	旧（令和元年度）
<p>⑧ 限度額適用認定証の利用促進</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 事業主や健康保険委員へのチラシやリーフレットによる広報や、地域の医療機関及び市町村窓口申請書を配置するなど利用促進を図る。 <p>【削除】</p> <ul style="list-style-type: none"> ■ KPI：高額療養費制度に占める限度額適用認定証の使用割合を85.0%以上とする <p>⑨ 被扶養者資格の再確認の徹底</p> <ul style="list-style-type: none"> ● <u>被扶養者の国内居住要件等に対応した被扶養者資格再確認を確実に実施する。</u> ● <u>事業所からの被扶養者資格確認リストを確実に回収するため、未提出事業所への勧奨を積極的に行う。</u> ● <u>未送達事業所については所在地調査により送達の徹底を行う。</u> <ul style="list-style-type: none"> ■ KPI：被扶養者資格の確認対象事業所からの確認書の提出率を92.0%以上とする <p>⑩ 的確な財政運営</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 中長期的な視点から、健全な財政運営に努める。 ● 中長期的には楽観視できない協会の保険財政等について、加入者や事業主に対して情報発信を行う。 	<p>⑧ 限度額適用認定証の利用促進</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 事業主や健康保険委員に対してチラシやリーフレットによる広報を実施するとともに、地域の医療機関と連携し、医療機関の窓口申請書を配置する等利用促進を図る。 ● 社会保険診療報酬支払基金と連携し限度額適用認定申請書の利用促進の向上を図る。 <ul style="list-style-type: none"> ■ KPI：高額療養費制度に占める限度額適用認定証の使用割合を84.0%以上とする <p>⑨ 被扶養者資格の再確認の徹底</p> <p>【新規】</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 被扶養者資格の確認対象事業所からの回答率を高めるため、未提出事業所への勧奨による回答率の向上、未送達事業所の調査による送達の徹底を行う。 <ul style="list-style-type: none"> ■ KPI：被扶養者資格確認の確認対象事業所からの確認書の提出率を89.0%以上とする <p>⑩ 的確な財政運営</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 中長期的な視点から、健全な財政運営に努める。 ● 中長期的には楽観視できない協会の保険財政等について、加入者や事業主に対して情報発信を行う。

新（令和2年度）	旧（令和元年度）
<p>(2) 戦略的保険者機能関係</p> <p>【戦略的保険者機能の発揮により実現すべき目標】</p> <p>I 医療等の質や効率性の向上 II 加入者の健康度を高めること III 医療費等の適正化</p> <p>① ビッグデータを活用した個人・事業所単位での健康・医療データの提供（I、II、III）</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 一社一健康宣言事業所へ、事業所単位での健康・医療データを見える化した「事業所健康診断シート」を配布する。 <p>② データ分析に基づいた第2期保健事業実施計画（データヘルス計画）の着実な実施（I、II、III）</p> <p>上位目標：加入者のQOLを維持するため、糖尿病の重症化を防ぐとともに、糖尿病性腎症に係る新規透析移行者数の増加率の逓減を図る。</p> <p>i) 特定健診受診率・事業者健診データ取得率の向上</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 被保険者（40歳以上）（受診対象者数：170,574人） <ul style="list-style-type: none"> ・生活習慣病予防健診 受診率 66.1% （実施見込者数：112,750人） ・事業者健診データ 取得率 9.1% （取得見込者数：15,530人） ○ 被扶養者（受診対象者数：48,757人） <ul style="list-style-type: none"> ・特定健康診査 受診率 33.3% （実施見込者数：16,240人） 	<p>(2) 戦略的保険者機能関係</p> <p>【戦略的保険者機能の発揮により実現すべき目標】</p> <p>I 医療等の質や効率性の向上 II 加入者の健康度を高めること III 医療費等の適正化</p> <p>① ビッグデータを活用した個人・事業所単位での健康・医療データの提供（I、II、III）</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 一社一健康宣言事業所へ、事業所単位での健康・医療データを見える化した「事業所健康診断シート」を配布する。 <p>② データ分析に基づいた第2期保健事業実施計画（データヘルス計画）の着実な実施（I、II、III）</p> <p>上位目標：加入者のQOLを維持するため、糖尿病の重症化を防ぐとともに、糖尿病性腎症に係る新規透析移行者数の増加率の逓減を図る。</p> <p>i) 特定健診受診率・事業者健診データ取得率の向上</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 被保険者（40歳以上）（受診対象者数：171,665人） <ul style="list-style-type: none"> ・生活習慣病予防健診 受診率 66.0% （実施見込者数：113,300人） ・事業者健診データ 取得率 9.0% （取得見込者数：15,450人） ○ 被扶養者（受診対象者数：50,231人） <ul style="list-style-type: none"> ・特定健康診査 受診率 33.2% （実施見込者数：16,680人）

新（令和2年度）	旧（令和元年度）
<p>○ 健診の受診勧奨対策</p> <ul style="list-style-type: none"> 生活習慣病予防健診の委託機関との連携強化及び進捗管理を徹底し、生活習慣病予防健診の受診率向上に努める。 国、自治体及び関係団体と連携して、生活習慣病予防健診の受診率向上及び事業者健診データの取得率向上に努める。 外部業者への委託により、事業者健診データの取得率向上に努める。 支部が主催する被扶養者健診の実施回数及び地域を拡大し、受診機会の向上に努める。 自治体及び健診機関と連携し、がん検診と特定健診の同時実施を推進する。 <p>■ KPI：① 生活習慣病予防健診受診率を 66.1%以上とする ② 事業者健診データ取得率を 9.1%以上とする ③ 被扶養者の特定健診受診率を 33.3%以上とする</p> <p>ii) 特定保健指導の実施率の向上</p> <p>○ 被保険者（受診対象者数：25,784人）</p> <ul style="list-style-type: none"> 特定保健指導 実施率 23.2% （実施見込者数：6,000人） （内訳）協会保健師実施分 8.1% （実施見込者数：2,100人） アウトソーシング分 15.1% （実施見込者数：3,900人） <p>○ 被扶養者（受診対象者数：1,380人）</p> <ul style="list-style-type: none"> 特定保健指導 実施率 13.4%（実施見込者数：185人） 	<p>○ 健診の受診勧奨対策</p> <ul style="list-style-type: none"> 生活習慣病予防健診の委託機関との連携強化及び進捗管理を徹底し、生活習慣病予防健診の受診率向上に努める。 国、自治体及び関係団体と連携して、生活習慣病予防健診の受診率向上及び事業者健診データの取得率向上に努める。 外部業者への委託により、事業者健診データの取得率向上に努める。 支部が主催する被扶養者健診の実施回数及び地域を拡大し、受診機会の向上に努める。 自治体及び健診機関と連携し、がん検診と特定健診の同時実施を推進する。 <p>■ KPI：① 生活習慣病予防健診受診率を 66.0%以上とする ② 事業者健診データ取得率を 9.0%以上とする ③ 被扶養者の特定健診受診率を 33.2%以上とする</p> <p>ii) 特定保健指導の実施率の向上</p> <p>○ 被保険者（受診対象者数：23,562人）</p> <ul style="list-style-type: none"> 特定保健指導 実施率 23.1% （実施見込者数：5,443人） （内訳）協会保健師実施分 8.9% （実施見込者数：2,100人） アウトソーシング分 14.2% （実施見込者数：3,343人） <p>○ 被扶養者（受診対象者数：1,652人）</p> <ul style="list-style-type: none"> 特定保健指導 実施率 6.0%（実施見込者数：100人）

新（令和2年度）	旧（令和元年度）
<p>○ 保健指導の受診勧奨対策</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 健診、保健指導を一貫して行うことができるよう健診当日の初回面談の実施について、健診実施機関に働きかける。<u>また、保健指導実施率への影響が大きいと見込まれる事業所等を選定し、重点的かつ優先的に保健指導の利用勧奨を行う。</u> ・ 外部業者への委託により、継続的支援及びICTを活用した特定保健指導を展開し、事業所や対象者の多様なニーズに対応した特定保健指導を実施する。 ・ 支部主催集団健診を活用し、被扶養者の特定保健指導の実施機会の拡充を図り、実施率向上に努める。 <p>■ KPI：特定保健指導の実施率を 22.8%以上とする</p> <p>iii) 重症化予防対策の推進</p> <p>○ 未治療者に対する受診勧奨における二次勧奨実施予定人数 電話 1,200 人 文書 1,200 人</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 受診勧奨後3か月以内に医療機関を受診した者の割合 12.9% <p>○ 二次勧奨業務の外部委託を実施し、受診率向上を図る。</p> <p>○ 糖尿病性腎症に係る重症化予防事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 自治体、医師会及び医療機関等と連携を図り、人工透析の導入回避等に努める。 ・ 外部業者への委託により、糖尿病性腎症の重症化予防に努める。 <p>■ KPI：受診勧奨後3か月以内に医療機関を受診した者の割合を 12.9%以上とする</p>	<p>○ 保健指導の受診勧奨対策</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 健診、保健指導を一貫して行うことができるよう健診当日の初回面談の実施について、健診実施機関に働きかける。加えて、平成30年度からの特定保健指導の実施方法の見直しにより可能となった新たな特定保健指導の手法を検討し実施する。 ・ 外部業者への委託により、継続的支援及びICTを活用した特定保健指導を展開し、事業所や対象者の多様なニーズに対応した特定保健指導を実施する。 ・ (文言追加)被扶養者の特定保健指導の実施機会の拡充を図り、実施率向上に努める。 <p>■ KPI：特定保健指導の実施率を 22.0%以上とする</p> <p>iii) 重症化予防対策の推進</p> <p>○ 未治療者に対する受診勧奨における二次勧奨実施予定人数 電話 96 人 文書 1,080 人</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 受診勧奨後3か月以内に医療機関を受診した者の割合 12.0% <p>【新規】</p> <p>○ 糖尿病性腎症に係る重症化予防事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 自治体、医師会及び医療機関等と連携を図り、人工透析の導入回避等に努める。 ・ 外部業者への委託により、糖尿病性腎症の重症化予防に努める。 <p>■ KPI：受診勧奨後3か月以内に医療機関を受診した者の割合を 12.0%以上とする</p>

新（令和2年度）	旧（令和元年度）
<p>iv) コラボヘルスの推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 関係機関との連携を深め、健康宣言事業所の更なる拡大を図るとともに、取組みの質を向上させる観点から「一社一健康宣言」事業所に対し、事業所健康診断シート（事業所カルテ）を活用しフォローアップを強化する。また、事業所ごとの健康度の改善度合いを職場の健康づくり取り組み確認シートによりデータとして提供する。 <p>【削除】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 自治体及び保健所等と連携して、支援を希望する事業所に従業員向けの健康講話等の健康増進・啓発に係るサービスを提供する。 ○ 積極的に健康経営に取り組んでいる事業所の好事例を支部管内の事業所に広く展開する。 ○ 「一社一健康宣言」事業所を対象とした経済産業省の健康経営優良法人認定に向けたセミナーを開催する。 ○ 「一社一健康宣言」事業所の担当者等へ健康経営の取組みについて、効果検証アンケートを実施し、健康経営のメリットを発信し、「一社一健康宣言」事業所の拡大を図る。 <p>③ 広報活動や健康保険委員を通じた加入者等の理解促進〈Ⅰ、Ⅱ、Ⅲ〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 広報分野におけるPDCAサイクルを適切に回していくため、加入者のニーズや本部が実施した理解度調査の結果を踏まえた広報計画の検討を行う。 <p>i) 各種事務説明会や事業所訪問等を活用した広報</p>	<p>iv) コラボヘルスの推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 健康経営の普及により健康宣言事業所の更なる拡大を図るとともに、取組の質を向上させる観点から、関係機関と連携を深め、「一社一健康宣言事業所」に対するフォローアップを強化し、事業所ごとの健康度の改善度合いをデータとして提供する。 <ul style="list-style-type: none"> ○ 支部職員の事業所訪問にあたり、「一社一健康宣言」事業所にあつては、福利厚生担当者等から健康経営推進の阻害要因等のヒアリング調査を実施することで、事業所の支援ニーズを収集し、効果的な支援メニューを提案する。 <ul style="list-style-type: none"> ○ 自治体及び保健所等と連携して、支援を希望する事業所に従業員向けの健康講話等の健康増進・啓発に係るサービスを提供する。 ○ 積極的に健康経営に取り組んでいる事業所の好事例を支部管内の事業所に広く展開する。 <p>【新規】</p> <p>【新規】</p> <p>③ 広報活動や健康保険委員を通じた加入者等の理解促進〈Ⅰ、Ⅱ、Ⅲ〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 広報分野におけるPDCAサイクルを適切に回していくため、加入者のニーズや本部が実施した理解度調査の結果を踏まえた広報計画の検討を行う。 <p>i) 各種事務説明会や事業所訪問等を活用した広報</p>

新（令和２年度）	旧（令和元年度）
<ul style="list-style-type: none"> ○ 事務担当者説明会等を通じて、協会の取り組みや医療保険制度等の情報発信を行う。 ○ 事業所訪問の機会に事業周知用のリーフレットを配布し、支部の事業を周知する。 <p>【削除】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 加入者及び事業主の利便性向上のため、動画など様々な媒体を活用し、理解促進を目指し、広く情報を発信する。 <p>ii) 支部ホームページとメールマガジンの充実</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 保健事業や医療費適正化等の取組を、タイムリーによりわかりやすく加入者及び事業主に伝える。 ○ メールマガジンの新規登録者数拡大のため、事業所訪問や説明会等各種広報の機会を活用した勧奨を行う。 <p>iii) 医療費適正化に向けた広報</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 新生児の保護者および70歳以上の加入者を対象に適正受診、制度周知を目的とした冊子等を送付する。また、アンケートを同封することにより、加入者から直接意見を聞く取組を進める。 ○ スマートフォン広告や交通広告を活用し、ジェネリック医薬品使用促進等を目的とした広報を行う。また、家族向けのイベントを開催し、ジェネリック医薬品の周知と理解促進を図る。 <p>iv) 自治体や関係団体との連携による広報</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 自治体や関係団体と連携し、加入者のみならず広く県民に向けた広報を推進する。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 事務担当者説明会等を通じて、協会の取り組みや医療保険制度等の情報発信を行う。 ○ 事業所訪問の機会に事業周知用のリーフレットを配布し、支部の事業を周知する。 ○ 加入者及び事業主の利便性向上のため、申請手続きにかかる広報を推進する。 <p>【新規】</p> <p>ii) 支部ホームページとメールマガジンの充実</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 保健事業や医療費適正化等の取組を、タイムリーに加入者及び事業主に伝える。 ○ メールマガジンの新規登録者数拡大のため、事業所訪問や説明会等各種広報の機会を活用した勧奨を行う。 <p>iii) 医療費適正化に向けた通知事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 新生児の保護者および70歳以上の加入者を対象に適正受診、制度周知を目的とした冊子等を送付する。また、アンケートを同封することにより、加入者から直接意見を聞く取組を進める。 <p>【新規】</p> <p>iv) 自治体や関係団体との連携による広報</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 自治体や関係団体と連携し、加入者のみならず広く県民に向けた広報を推進する。

新（令和2年度）	旧（令和元年度）
<ul style="list-style-type: none"> ○ 自治体や関係団体の事業を、加入者及び事業主に対し発信する。 ● 健康保険委員活動の活性化を図るため、研修会を開催するとともに、広報誌等を通じた情報提供を実施する。 i) 健康保険委員に対する広報・委嘱拡大 <ul style="list-style-type: none"> ○ 健康保険委員への研修や広報活動等を通じて、健康保険事業に対する理解を促進する。 ○ 文書等による勧奨を行い、健康保険委員委嘱者数の拡大に努める。 ■ KPI：① 広報活動における加入者理解率の平均について対前年度以上とする <ul style="list-style-type: none"> ② 全被保険者数に占める健康保険委員が委嘱されている事業所の被保険者数の割合を49.5%以上とする ④ ジェネリック医薬品の使用促進〈Ⅰ、Ⅲ〉 <ul style="list-style-type: none"> ● ジェネリック医薬品の使用状況及びジェネリック医薬品普及の阻害要因を分析し、分析結果に応じた対応を検討するとともに、後発医薬品安心使用促進協議会の場等を通じ、関係者へ意見発信を行う。 ● 分析結果に基づいた効果的なアプローチを行うため、県や関係機関等への働きかけを行い、医療機関にジェネリック医薬品使用状況の見える化ツールの配布を行う。 ● 薬剤師会等と連携し、ジェネリック医薬品希望シールの配布、お薬手帳の活用等加入者への的確な働きかけを継続する。また、調剤薬局にジェネリック医薬品使用状況の見える化ツールの配布を行う。 ● 県や自治体並びに保険者協議会と連携し、加入者に対する効果的なジェネリック医薬品の広報を行う。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 自治体や関係団体の事業を、加入者及び事業主に対し発信する。 ● 健康保険委員活動の活性化を図るため、研修会を開催するとともに、広報誌等を通じた情報提供を実施する。 i) 健康保険委員に対する広報・委嘱拡大 <ul style="list-style-type: none"> ○ 健康保険委員への研修や広報活動等を通じて、健康保険事業に対する理解を促進する。 ○ 健康保険委員表彰を実施するとともに、健康保険委員委嘱者数の拡大に努める。 ■ KPI：① 広報活動における加入者理解率の平均について対前年度以上とする <ul style="list-style-type: none"> ② 全被保険者数に占める健康保険委員が委嘱されている事業所の被保険者数の割合を44.3%以上とする ④ ジェネリック医薬品の使用促進〈Ⅰ、Ⅲ〉 <ul style="list-style-type: none"> ● ジェネリック医薬品の使用状況及びジェネリック医薬品普及の阻害要因を分析し、分析結果に応じた対応を検討するとともに、後発医薬品安心使用促進協議会の場等を通じ、関係者へ意見発信を行う。 【新規】 ● 薬剤師会等と連携し、ジェネリック希望シールの配布、お薬手帳の活用等加入者への適切な働きかけを継続する。また、県内調剤薬局にジェネリックの使用状況を見える化したツールの配布を行う。 ● 県や自治体並びに保険者協議会と連携し、ジェネリック医薬品に関する広報等を行う。

新（令和2年度）	旧（令和元年度）
<p>■ KPI：協会けんぽのジェネリック医薬品使用割合（※）を 79.7%以上 とする ※医科、DPC、調剤、歯科における使用割合</p> <p>⑤ インセンティブ制度の着実な実施〈Ⅱ、Ⅲ〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 令和元年度の実施結果を迅速に検証し、その結果を各施策へ反映させるとともに、引き続き制度の周知広報を丁寧に行う。 <p>⑥ パイロット事業を活用した好事例の全国展開〈Ⅰ、Ⅱ、Ⅲ〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ● パイロット事業の提案を行い、好事例の全国展開に努める。 <p>⑦ 地域の医療提供体制への働きかけや医療保険制度改正等に向けた意見発信〈Ⅰ〉</p> <p>i) 医療費データ等の分析</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 医療の質や効率性の向上を目指し、地域ごとの医療費等の分析及び医療等に関する情報の収集を行う。 ○ コラボヘルスの効果検証を目的に、レセプトや健診結果等のデータを活用し、大学と共同で分析を行う。また、その結果を事業主や加入者へ情報提供する。 <p>ii) 外部への意見発信や情報提供</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 地域医療構想や各種協議会等各自自治体の医療政策等の立案に、保険者として加入者及び事業主を代表する立場で関与し、医療費、健診データの分析結果に基づき協会の意見を発信する。 ○ 保険者協議会と連携し、各地域の医療費、健診結果の動向等の見える化を図り、県や市町村へ発信する。 ○ 医療データ等の分析結果を踏まえ、医療費の地域間格差の要因等に係る分析結果について、ホームページ等により加入者や事業主へ情報提供を行う。 	<p>■ KPI：協会けんぽのジェネリック医薬品使用割合を 78.2%以上 とする</p> <p>⑤ インセンティブ制度の本格導入〈Ⅱ、Ⅲ〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 平成30年度の実施結果を迅速に検証し、その結果を各施策へ反映させるとともに、引き続き制度の周知広報を丁寧に行う。 <p>⑥ パイロット事業を活用した好事例の全国展開〈Ⅰ、Ⅱ、Ⅲ〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ● パイロット事業の提案を行い、好事例の全国展開に努める。 <p>⑦ 地域の医療提供体制への働きかけや医療保険制度改正等に向けた意見発信〈Ⅰ〉</p> <p>i) 医療費データ等の分析</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 医療の質や効率性の向上を目指し、地域ごとの医療費等の分析及び医療等に関する情報の収集を行う。 <p>ii) 外部への意見発信や情報提供</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 地域医療構想や各種協議会等各自自治体の医療政策等の立案に、保険者として加入者及び事業主を代表する立場で関与し、医療費、健診データの分析結果に基づき協会の意見を発信する。 ○ 保険者協議会と連携し、各地域の医療費、健診結果の動向等の見える化を図り、県や市町村へ発信する。 ○ 医療データ等の分析結果を踏まえ、医療費の地域間格差の要因等に係る分析結果について、ホームページ等により加入者や事業主へ情報提供を行う。

新（令和2年度）	旧（令和元年度）
<p>■KPI：① 他の被用者保険者との連携を含めた、地域医療構想調整会議への被用者保険者の参加率を 100% とする</p> <p>② 「経済・財政と暮らしの指標「見える化」データベース」などを活用した効果的な意見発信を実施する</p>	<p>■ KPI：① 他の被用者保険者との連携を含めた、地域医療構想調整会議への被用者保険者の参加率を 100% とする</p> <p>② 「経済・財政と暮らしの指標「見える化」データベース」などを活用した効果的な意見発信を実施する</p>

新（令和2年度）	旧（令和元年度）
<p>(3) 組織・運営体制関係</p> <p>① 人事制度の適正な運用と標準人員に基づく人員配置</p> <ul style="list-style-type: none"> ● <u>標準人員への移行後における支部の状況を踏まえ</u>、標準人員に基づく<u>適切な</u>人員配置を行う。 <p>② 人事評価制度の適正な運用</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 協会の組織目標を達成するために、各々の職員が役割に応じた個人目標を設定し、人事評価制度を適切に運用するとともに、実績や能力本位の人事を推進する。 <p>③ OJTを中心とした人材育成</p> <ul style="list-style-type: none"> ● OJTを中心としつつ、効果的に研修を組み合わせることで組織基盤の底上げを図る。 <p>④ 支部業績評価の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 支部業績評価により、他支部との比較を通じて好事例を活用し、大分支部の業績を向上させ、協会全体の取組の底上げにつなげる。 <p>⑤ 費用対効果を踏まえたコスト削減等</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 調達における競争性を高めるため、<u>一者応札案件の減少に努める。</u> <u>参加が予想される業者に広くPRを行う等周知に努める他、十分な公告期間や履行期間を設定することにより、多くの業者が参加しやすい環境を整備する。</u> <u>また、一者応札となった入札案件については、入札説明書を取得したが入札に参加しなかった業者に対するヒアリング調査等を実施し、<u>次回の調達改善につなげる。</u></u> ■ KPI：一般競争入札に占める一者応札案件の割合について、20%以下とする 	<p>(3) 組織・運営体制関係</p> <p>① 人事制度の適正な運用と標準人員に基づく人員配置</p> <ul style="list-style-type: none"> ● <u>標準人員に基づき、業務の効率化等の状況も踏まえ、人員配置のあり方を検討する。</u> <p>② 人事評価制度の適正な運用</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 協会の組織目標を達成するために、各々の職員が役割に応じた個人目標を設定し、人事評価制度を適切に運用するとともに、実績や能力本位の人事を推進する。 <p>③ OJTを中心とした人材育成</p> <ul style="list-style-type: none"> ● OJTを中心としつつ、効果的に研修を組み合わせることで組織基盤の底上げを図る。 <p>④ 支部業績評価の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 支部業績評価により、他支部との比較を通じて好事例を活用し、大分支部の業績を向上させ、協会全体の取組の底上げにつなげる。 <p>⑤ 費用対効果を踏まえたコスト削減等</p> <ul style="list-style-type: none"> ● <u>調達における競争性を高めるため、一者応札となった入札案件については、入札説明書を取得したが入札に参加しなかった業者に対するアンケート調査や公告後の業者への声掛けを実施し、一者応札案件の減少に努める。</u> ■ KPI：一般競争入札に占める一者応札案件の割合について、対前年度以下とする。

新（令和2年度）	旧（令和元年度）
<p>⑥ コンプライアンスの徹底</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 法令等規律の遵守（コンプライアンス）について、職員研修等を通じてその徹底を図る。 <p>⑦ リスク管理</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 職員研修等を通じて、個人情報保護・情報セキュリティ事案への対応等リスク管理体制の強化を図る。 	<p>⑥ コンプライアンスの徹底</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 法令等規律の遵守（コンプライアンス）について、職員研修等を通じてその徹底を図る。 <p>⑦ リスク管理</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 職員研修等を通じて、個人情報保護・情報セキュリティ事案への対応等リスク管理体制の強化を図る。

